三　小売電気事業の登録を受け、発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合　他の者から集約する電力の値から直近需要電力値並びに自己の消費、発電及び放電のために使用する電力の値を除いた値

（供給条件の説明等）

第三条の十二　［略］

2　小売電気事業者及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者は、法第二条の十三第一項の規定による説明をする場合には、販売する電気が非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。）によりその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を証される場合を除き、当該価値を訴求することなく、当該説明をしなければならない。

3～13　［略］

（一般送配電事業の許可申請）

第四条　［略］

2・3　［略］

4　法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　一般送配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図

五～十三　［略］

5　［略］

三　小売電気事業の登録を受け、発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合　他の者から集約する電力の値から直近需要電力値並びに自己の消費及び発電のために使用する電力の値を除いた値

（供給条件の説明等）

第三条の十二　［略］

2　小売電気事業者及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者は、法第二条の十三第一項の規定による説明をする場合には、販売する電気が非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）によりその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を証される場合を除き、当該価値を訴求することなく、当該説明をしなければならない。

3～13　［略］

（一般送配電事業の許可申請）

第四条　［略］

2・3　［略］

4　法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　一般送配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図

五～十三　［略］

5　［略］

（電気工作物の重要な変更）

第八条　法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　蓄電用のものに係る変更であって、次のいずれかに該当するもの

イ　設置の場所又は周波数の変更

ロ　出力の変更であって、その変更する出力が十五万キロワット以上又はその者の電気事業の用に供する蓄電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

ハ　容量の変更

（電気工作物等の変更の届出）

第九条　法第九条第一項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第七の電気工作物変更届出書に次に掲げる書類（電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　変更が変電所、発電所又は蓄電所に係る場合にあっては、その変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図

五　［略］

2・3　［略］

第十四条　法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　送電線路、配電線路、変電所、発電所、蓄電所及び給電設備（以下この条において「電気の供給に直接必要な設備」という。）以外の設備

二　［略］

第十七条の五　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～四　［略］

五　法第二十八条の四十八に規定する広域系統整備計画の策定又は変更

六・七　［略］

（電気工作物の重要な変更）

第八条　法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　［略］

［新設］

（電気工作物等の変更の届出）

第九条　法第九条第一項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第七の電気工作物変更届出書に次に掲げる書類（電気工作物の廃止の場合にあっては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　変更が変電所又は発電所に係る場合にあっては、その変電所又は発電所の主要設備の配置図

五　［略］

2・3　［略］

第十四条　法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　送電線路、配電線路、変電所、発電所及び給電設備（以下この条において「電気の供給に直接必要な設備」という。）以外の設備

二　［略］

第十七条の五　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～四　［略］

五　法第二十八条の四十七に規定する広域系統整備計画の策定又は変更

六・七　［略］